

職場意識改善計画

平成20年 7月 1日

取組事項	具体的な取組内容
1 実施体制の整備のための措置	
労働時間等設定改善委員会等労使の話し合いの機会を整備	<p>(1年度目)</p> <p>事業場内における話し合いの機会を整備するため、労働時間等改善委員会を設置する。 既に職場改善活動を推進するための協議の場があるものの、本事業の実施を契機として正式に労働時間等改善委員会を設置し新たに制定する運営規則に従い運営する。</p> <p>(2年度目)</p> <p>設置した労働時間等改善委員会を定期的開催する。 労働時間等改善委員会において、年間操業日、1年変形労働時間の設定、一斉に取得する年次有給休暇等の年度計画を策定するとともに残業時間の削減に取り組む。</p>
労働時間等に関する個々の苦情、意見及び要望を受け付けるための担当者の選任	<p>(1年度目)</p> <p>事業場内における職場意識を改善するため従業員各自の意見・要望を受け付ける担当者を選任し、受け付け体制を整備すると共に従業員への周知を図る。</p> <p>(2年度目)</p> <p>投書箱を設置し労働者の意見の収集に努めると共に従業員各自の意見・要望等への対応や職場意識改善に向けた取り組みを推進するため、責任者を選任し推進体制を確立する。</p>
2 職場意識改善のための措置	
労働者に対する職場意識改善計画の周知	<p>(1年度目)</p> <p>従業員に対して職場意識改善計画の周知を図るため、事務所内の掲示板に掲示することにより周知徹底を図る。</p> <p>(2年度目)</p> <p>残業時間、有給取得時間等の集計を定期的に行い掲示板への掲示等の方法により従業員への周知徹底を図る。</p>
職場意識改善のための研修の実施	<p>(1年度目)</p> <p>職場意識改善のための具体的手法として5S活動等を用いることとし、職場意識改善の目的、具体的活動の進め方等に関し、研修会をチームリーダーを対象に1回以上開催する。</p> <p>(2年度目)</p> <p>1年度目に引き続き研修会を実施すると共に行動計画としてチーム毎に取り組み目標を掲げ、具体策の推進を図る。</p>

職場意識改善計画

平成20年 7月 1日

取組事項	具体的な取組内容
3 労働時間等の設定の改善のための措置	
年次有給休暇の取得促進のための措置	(1年度目) 労使協定を締結することにより年次有給休暇の計画的付与制度を導入し一斉休暇を実施する。
	(2年度目) 引き続き計画的付与制度を実施すると共に、個人カードにより実績把握を徹底し取得が進んでいないチームや労働者に対し注意喚起する。
所定外労働削減のための措置	(1年度目) 職場意識改善計画の周知により意識改革を行う共に次の施策を実施する。 ・ノー残業デーを導入し週1日は残業しない日を設定する。 ・5S活動を通じて業務の効率化を図る。
	(2年度目) 1年目の取り組みを引き続き継続すると共に要員の適正配置、5S活動による業務改善を進め残業時間の削減に努める。
労働者の抱える多様な事情及び業務の態様に対応した労働時間の設定	(1年度目) 季節による業務の繁閑に対応するため本年5月より1年変形労働時間制を導入した。効果を見ながら改善・見直しを実施する。
	(2年度目) 1年度目に導入した1年変形労働時間制の効果を更に検証し、より適切な運用となるよう改善する。 新たな労働時間制度の導入についても労働時間等設定改善委員会のテーマに取り上げ問題点を抽出し更なる改善策を検討する。
労働時間等設定改善指針の2の(2)に定められた、特に配慮を必要とする労働者に対する休暇の付与等の措置	(1年度目)
	(2年度目)
ワークシェアリング、在宅勤務、テレワーク等の活用による多様な就労を可能とする措置	(1年度目)
	(2年度目)